

総務常任委員会

- 1 開 議 平成28年9月12日(月) 午前10時00分
- 2 場 所 議会棟第1会議室
- 3 付議事件及び順序

日程第 1 議案第51号 那須地区広域行政事務組合同規約の一部変更に伴う協議について

総務常任委員会名簿

委員長	君	島	孝	明	出席
副委員長	高	木	雄	大	出席
委員	滝	田	一	郎	出席
	中	川	雅	之	出席
	前	野	良	三	出席
	引	地	達	雄	出席
	小	野	寺	尚	出席

当局	総合政策部長	佐	藤	英	夫	出席
	政策推進課長	斎	藤	達	朗	出席

事務局	齋	藤	一	美	出席
-----	---	---	---	---	----

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（君島孝明君） ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。これより総務常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレット資料のとおりであります。

当局の出席者は、佐藤総合政策部長、斎藤政策推進課長です。

◎議案第51号 那須地区広域行政事務組合同規約の一部変更に伴う協議について

○委員長（君島孝明君） それでは、日程に従い、議事に入ります。

日程第1、議案第51号 那須地区広域行政事務組合同規約の一部変更に伴う協議について、を議題といたします。

この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（佐藤英夫君） 議案第51号 那須地区広域行政事務組合同規約の一部変更に伴う協議につきまは、栃木県の補助金交付要領の一部改正による共同処理事務の名称の変更等に伴うものでございます。

詳細につきましては、政策推進課長からご説明申し上げますので、よろしく申し上げます。

○委員長（君島孝明君） 政策推進課長。

○政策推進課長（斎藤達朗君） 政策推進課よりご説明いたします。

議案第51号 那須地区広域行政事務組合同規約の一部変更に伴う協議についてご説明いたします。

那須地区広域行政事務組合同規約の一部変更に伴う協議については、栃木県が定める救急医療施設運営費等補助金交付要領の一部改正による共同処理事務の名称及び内容が変更となり、那須地区広域行政事務組合同規約の一部変更に伴う関係市町による協議のため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更の内容をご説明いたしますので、議案書補助資料の19ページの新旧対照表をごらんください。変更する箇所は、第3条の共同処理する事務の一部でありまして、第11条及び第12条について、文言並び順を整理いたしまして、改正後の第11条を在宅当番医制事業の実施に関する事業といたします。この事業は、以前は国庫補助事業でありましたが、現在は一般財源化された事業であり、事務は従前と変更ありません。

次に、改正後の第12条を栃木県が定める救急医療施設運営費等補助金交付要領に掲げられた病院群輪番制病院等運営事業及び小児救急医療支援事業に係る補助金の交付に関する事務とします。これは、栃木県の補助金交付要領の改正に伴い、2つの事業を明記するとともに、名称等を整理したものであります。

なお、病院群輪番制病院運営等事業は、補助金交付内容に変更がありまして、従前は当番日数に応じて定額の1日3万円を交付する補助金でありましたが、現在は定額1日2万4,000円に加え、重症患者受入体

制支援実施事業に要する経費として、救急車の搬入受け入れ実績等に応じた補助金に改正されております。小児救急医療対策事業は、名称変更のみで、内容の変更はございません。

17ページにお戻りいただきまして、附則として、この規約は栃木県知事の許可のあった日から施行するものでございます。

以上で説明を終わりにします。

○委員長（君島孝明君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

滝田委員。

○委員（滝田一郎君） ただいまの説明で、ちょっとよく理解し得なかったのですけれども、1日3万円が1日2万4,000円プラス重症患者救急搬入回数によるということ、この部分の金額は明示がなかったような気がするのですけれども、その部分をお願いします。

○委員長（君島孝明君） 政策推進課長。

○政策推進課長（斎藤達朗君） 説明いたします。

新しい28年度の事業になりますと、1日200円掛ける救急車の搬入受け入れ数になります。

以上です。

○委員長（君島孝明君） 中川委員。

○委員（中川雅之君） ただいまの当番医は1人3万円のものが、実際的には1日2万4,000円になるということで、差額の6,000円という部分が出てくるのですが、それらの6,000円分の負担というのは、やはり広域のほうでどういう形での割合での、その負担額になるのか、その辺をお願いします。

○委員長（君島孝明君） 政策推進課長。

○政策推進課長（斎藤達朗君） 補足説明をいたします。

定額は、1日当たりのまず定額になりまして、従来ですと3万円が2万4,000円になります。昨年度までですと1日定額3万円だったのが、28年度は2万4,000円に、これに救急車の受け入れ台数掛ける200円という数字です。そのほかに那須圏域、圏域ごとの受け入れ分という金額、これも加味されまして、平成27年度と平成28年度はほぼ同額の県の補助金が受けられるというふうに試算しております。

以上です。

○委員長（君島孝明君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） これは、そうすると28年度は既に実施されているようなお話を受けましたけれども、県のほうの許可というのですか、知事の許可というの、もう既に出されているのですか。

○委員長（君島孝明君） 政策推進課長。

○政策推進課長（斎藤達朗君） 県は今年度補助金の交付要領を改正しておりますので、今年度、年度を経過した後、実績報告で、ただいま説明した金額の試算で県に申請することになると思います。

○委員長（君島孝明君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） そうすると、今は既に申請して、実績でということでありまして、県のほうとしては、既にこの規約は施行されているということによろしいのですか。

○委員長（君島孝明君） 政策推進課長。

○政策推進課長（斎藤達朗君） おっしゃるとおりです。

○委員長（君島孝明君） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。
質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。
議案第51号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第51号 那須地区広域行政事務組合格約の一部変更に伴う協議については、原案を可とすることに決しました。

◎散 会

○委員長（君島孝明君） 以上で当委員会に付託されました案件については、終了いたしました。
これにて本日は散会いたします。

午前10時07分 散会

総務常任委員長